「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」 (平成 25 年 3 月 25 日基発 0325 第 1 号) における安全衛生教育

荷主等向け

表 荷役災害防止の担当者に対する安全衛生教育(荷主等向け)カリキュラム

科目	範 囲	時	間
1 荷役作業における労働災	(1) 荷役作業における労働災害の現状と問題点(荷役災害の	0.	5
害の現状と荷主等に求めら	事例を含む。)		
れる役割	(2) 荷主等に求められる役割と安全衛生管理体制		
2 荷役作業における労働災	(1) 荷役災害防止のために実施すべき基本事項	1.	5
害防止対策	(2) 荷役作業時の墜落・転落災害の防止		
	(3) 荷役運搬機械、荷役用具・設備による労働災害の防止		
	(4) 転倒による労働災害の防止		
	(5) 腰痛予防対策		
	(6) その他荷役災害防止に必要な事項		
3 荷役作業の安全衛生教育	(1) 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の概要	1.	0
	(2) 陸運事業者の労働者との混在作業における荷役運搬機械		
	の安全な使用		
4 陸運事業者との連絡調整	(1) 荷役作業(配送先での荷卸し作業を含む。)における役	0.	5
	割分担の明確化		
	(2) 荷役作業実施における陸運事業者との連絡調整		
	(3) 陸運業の事業者と荷主等による安全衛生協議組織の設置		
5 関係法令	労働安全衛生関係法令	0.	5
合 計		4.	0

<荷役作業従事者のための安全衛生教育(荷主等向け)カリキュラム>

科	目	範 囲	時	間
1 荷役作業(6 労働災害の)		(1) 荷役作業における労働災害の現状と問題点(荷役災害の事例を含む。) (2) 荷役運搬機械作業者の責務(関係法令を含む。)	0.	5
2 荷役作業(6 労働災害防」		(1) 荷役災害防止の基礎知識 (2) 荷役作業時の墜落・転落災害の防止 (3) 荷役運搬機械、荷役用具・設備による労働災害の防止 (4) 転倒による労働災害の防止 (5) 腰痛予防対策 (6) その他荷役災害防止に必要な事項	1.	5
3 荷主等の権 ける荷役作動		(1)荷主等の荷役運搬機械による陸運事業者の労働者の 労働災害防止(2)陸運事業者の労働者と共同で荷役作業を行う場合の 留意事項(3)自社構内において陸運事業者の労働者が被災するこ とのないよう留意すべき具体的な事項	1.	0
合	計		3.	0

陸運事業者向け

荷役災害防止担当者に対する安全衛生教育(陸運事業者向け)のカリキュラム

科 目	範	時間
1 荷役作業における労働災害	(1) 荷役作業における労働災害の現状と問題点(荷役災害の事	0.5
の現状と事業者の責務	例を含む。)	
	(2) 事業者の責務と安全衛生管理体制	
2 荷役作業における労働災害	(1) 基本的な荷役災害防止対策	2. 0
防止対策	(2) 荷役作業時の墜落・転落災害の防止	
	(3) 荷役運搬機械、荷役用具・設備による労働災害の防止	
	(4) 転倒による労働災害の防止	
	(5) 腰痛予防対策	
	(6) その他荷役災害防止に必要な事項	
3 荷役作業の安全衛生教育と	(1) 荷役作業従事者に対する安全衛生教育	0.5
安全衛生意識の高揚	(2) 労働安全衛生法に基づく資格等の取得	
	(3) 作業指揮者等に対する教育	
	(4) 日常の教育	
4 荷主等との連絡調整	(1) 荷役作業における役割分担の明確化	0.5
	(2) 陸運業の事業者と荷主等による安全衛生協議組織の設置	
	(3) 荷主等に求められる安全衛生対策	
5 関係法令	労働安全衛生関係法令	0.5
合 計		4. 0

(

<荷役作業従事者のための安全衛生教育(陸運事業者向け)カリキュラム>

科目	範 囲	時	間
1 荷役作業における労働災害の 現状と荷役作業者等の責務	(1) 荷役作業における労働災害の現状と問題点(荷役災害の事例を含む。) (2) 事業者及び荷役作業者の責務	1.	0
2 荷役作業における労働災害防止対策	 (1) 荷役災害防止の基礎知識 (2) 荷役作業時の墜落・転落災害の防止 (3) 荷役運搬機械、荷役用具・設備による労働災害の防止 (4) 転倒による労働災害の防止 (5) 腰痛予防対策 (6) その他荷役災害防止に必要な事項 	2.	0
3 荷役作業における安全衛生意 識の高揚	ヒヤリ・ハット活動、危険予知活動、リスクアセ スメントの実施を通じた安全衛生意識の高揚等	0.	5
4 荷主等の構内における荷役作 業の安全	(1) 荷主等の構内において荷役作業を行う場合の一般的な留意事項(2) 反復・定例的に荷の運搬を請け負う荷主等の構内において留意すべき具体的事項	0.	5
合 計		4.	0

⁽注) 労働災害防止団体等が教育を実施する場合は、4(2)については陸運事業者が個別に行うことを前提に省略することができます。